

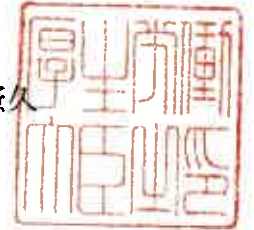
厚生労働省発基安1118第2号

令和 2 年 1 1 月 1 8 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「労働安全衛生規則及び労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生規則及び労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働安全衛生規則の一部改正

労働安全衛生法第八十八条第四項に規定する計画の作成に参画する者の資格のうち、一級建築士試験に合格したことについて、一級建築士の免許を受けることができる者であることに改めることとする。

第二 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則の一部改正

労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験の受験資格のうち、一級建築士試験合格者について、一級建築士の免許を受けることができる者に改めることとする。

第三 施行期日等

- 一 この省令は、公布の日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。